

監査公表第16号（平成29年9月8日、県公報第3924号登載）

平成28年10月4日から平成29年2月9日実施 財政的援助団体等監査（2次分）結果に基づく措置通知（平成28年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した財政的援助団体等監査（2次分）結果の報告（平成29年3月28日 監総第509号-2）に基づき、福岡県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年9月8日

福岡県監査委員	山	下	芳	郎
同	行	正	晴	實
同	岩	崎		勇
同	井	上	忠	敏

29人政第414号
平成29年6月23日

福岡県監査委員
同
同
同

山下芳郎 殿
伊藤龍峰 殿
行正晴實 殿
岩元一儀 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年3月28日28監総第509号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・ 県民生活部	インターネットによる物品購入について、適切な納品検収が行われていなかった。	物品等については、そのすべてを大学事務局において検収するように手続きを改めた。
	学生アルバイトについて、決裁を得ずに任用を行っていた。	学内教職員に対し、アルバイト等の任用に当たっては決裁権者の決裁を必ず受けるよう周知を図った。

29保総第140号
平成29年4月24日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿
同 伊藤龍峰 殿
同 行正晴實 殿
同 岩元一儀 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年3月28日28監総第509号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	当該団体に対する補助金の実績報告書が、実際の支出と異なる内容で作成されていた。	当該団体に対し、補助金に係る規定や事務手続きの理解を深めるよう、指導を行った。 今後、補助金支出に際してはヒアリングや証拠書類の確認を行うとともに、必要に応じて指導・助言を行い、再発防止に努める。

29建総第459号
平成29年6月15日

福岡県監査委員 山下芳郎殿
同 伊藤龍峰殿
同 行正晴實殿
同 岩元一儀殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年3月28日28監総第509号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部	有価証券の購入において、理事会の承認を得ることなく、国債を購入していた。	直近の理事会において監査結果を報告するとともに、今後は適正に理事会の承認を得ることとした。 同時に、団体の規程について再度確認し、職員への周知を徹底することで、再発防止に努める。